

三好市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 計画の趣旨

「新型インフルエンザ」や同様に危険性の高い「新感染症」は、市民の生命や健康にとって大きな脅威であるとともに、住民生活・地域経済に多大な影響をもたらす。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、対策の充実・強化を図るため、新たな行動計画を策定する。策定に当たり、昨年6月に策定された「新型インフルエンザ等政府行動計画」や昨年11月に策定された「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、三好市が実施する措置を示す。

2 対策の基本方針

三好市では、国、県、関係機関と連携し、全庁を挙げて、次の3点を主たる目的として対策を講じる。

- (1) 新型インフルエンザ等の感染症、鳥インフルエンザを持ち込ませない、発生させないようにする。
- (2) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (3) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

3 計画の主な内容

(1) 新型インフルエンザ等対策の総合調整

新型インフルエンザ等の発生に対しては、本市の組織を挙げて、正確な情報を継続的に収集し、それに基づき総合的な対策が実施できる体制を構築する。当初予想されていなかった所掌が不明確な業務については、実施部間で調整し、調整がつかない業務については、各部長の総合調整あるいは市対策本部の会議で所管部課を決める。

(2) 住民に対する協力要請

新型インフルエンザ等の感染予防策は、基本的には通常のインフルエンザ等の感染予防策と同一であり、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与する。このため、感染予防策として、住民に対し下記事項を啓発するとともに協力を要請する。

- ・県内外の発生地域への旅行・出張等の自粛、イベント等の開催自粛。
- ・職場や家庭における注意事項の実施（手洗い、うがい、マスクの着用等（(I)3(5)に記載））
- ・集客施設の営業自粛、その他感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応
- ・インフルエンザ様症状があっても、軽症のときは救急出動要請を自粛

(3) 市が実施主体となる住民接種を円滑に行うための考え方

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、次の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。また、政府行動計画では事前に次のような基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、国が決定することとなる。

特定接種対象者以外の接種対象者については、次の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

（4）政府が「緊急事態宣言」した場合の措置

（※政府が「緊急事態宣言」する前でも必要であれば、県と協議し下記措置を行う）

- ・外出自粛、集会施設や催し物等の制限の要請、指示
- ・医療提供体制の確保（臨時の医療施設の開設等）

県、医療機関等と連携し、二次医療圏を単位とする対策会議へ参加し、必要な助言、調整を行くこととし、必要な場合には、臨時医療所の設置について協力・調整を行う。

- ・生活物資の売渡要請、収用
- ・医薬品等緊急物資の運搬・輸送の要請、指示など

（5）対策実施上の留意点

- ・基本的人権への配慮
- ・関係機関相互の連携・協力

4 発生段階別対応の概要

（1）発生段階（6段階）

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、5つの段階に区分して各段階に応じた対策を実施する。その各段階への移行については、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。

地域での発生段階は、国と協議の上で、県が判断するとされており、本市においては、市行動計画で示す下記発生段階(6段階)に応じた対策を国や県が定める段階に応じて実施することとする。

- ①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期

（2）主要項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の3つの主たる目的である「新型インフルエンザ等の感染症、鳥インフルエンザを持ち込ませない、発生させないようにする」、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)医療」、「(6)住民生活・地域経済の安定の確保」の6項目に分けて対策を講じることとしている。